

岩手県告示第763号

平成24年10月19日付け岩手県報第11212号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成24年岩手県告示第702号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成24年11月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 久慈市小久慈町第65地割21の1、21の2、22の1から22の5まで、23の25、23の36、23の43

(2) 所在が不明である通知の相手方 櫛桁善兵衛、小倉勇之助、杉野森太郎、和井内兼吉、馬場由五郎、佐々木富男、斎藤秀子

2 通知の内容を掲示した場所 久慈市役所